

1 改訂の背景

(1) 社会的な背景

- ・児童虐待対応件数の増大や虐待による死亡事例の発生
- ・子育て家庭の地域における孤立や必要な家庭に支援が届かない状況
- ・国の専門委員会から児童福祉と母子保健の連携強化に関する提言

(2) 改正児童福祉法の施行

児童福祉と母子保健における情報共有や連携における課題の解消のために改正児童福祉法においてこども家庭センターの設置が努力義務とされた

(3) 改訂の理由

こども家庭センターと市児童相談所の連携や組織における役割分担等を船橋市児童相談所基本構想に明確に位置付ける必要があるため改訂をすることとなった。

2 改訂箇所について

令和3年7月策定版の見出し	改訂の考え方
1 基本構想について	改訂は行わない。
2 児童相談所とは	
3 現状と課題	
4 基本方針	こども家庭センターと市児童相談所との連携や業務における役割分担等を船橋市児童相談所基本構想に明確に位置付ける必要があるため、改訂を行う。
5 運営方針	
6 施設整備方針	改訂は行わない。

※なお、改訂を行わない箇所については、本検討会資料として配布している「船橋市児童相談所基本構想（令和3年7月策定版）」にてご確認ください。

3 こども家庭センターについて（こども家庭庁説明資料より抜粋）

<趣旨・目的>

○改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）が法的に位置付けられ、市町村は設置に努めることとされた。

○これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るためにこども家庭センターを設置することとされた。

<業務内容>

○こども家庭センターは、これまで母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）において実施している相談支援等の取組に加え、新たに妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るとされた。